

| | |
|--------------|---|
| Title | 能楽の近代化と池内信嘉 : 能楽の改良し得らるゝや否や |
| Author(s) | 中尾, 薫 |
| Citation | 演劇学論叢. 2012, 12, p. 7-23 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/97444 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

能楽の近代化と池内信嘉

——能楽の改良し得らるゝや否や——

中尾 薫

はじめに

石井研堂『明治事物起源』は、明治二十年前後、何事にも「改良」と言うことが流行したとして、週刊誌『團圓珍聞』を引用しながら、右のように述べる。^①

二十一年一月〔團珍〕に当世流行改良競とて衣服改良、飲食改良、家屋改良、教育改良、文字改良、言語改良、小説改良、宗教改良、学校改良、風俗改良、新聞改良、條例改良、婦人改良、即髪改良、帳簿改良、官吏改良、演劇改良、角力改良、講談改良、運動改良、器械改良、会社改良、薬局改良、市区改良、公園改良、道路改良、木履改良、湯屋改良、旅舎改良、妓楼改良、鳴物改良、塵溜改良、と挙げたれども、尚数へたらば双手に満つべし。市下浅草玉姫稻荷境内に東門地改良寄付といふ

一碑あり、改良の字の金石に入りたるはこれ等を嚆矢といふべき。

社会風刺と茶説を主眼とする同誌の記事ゆえ、また石井が付言する稻荷境内の例からして、なかには流行り言葉「改良」を用いたにすぎない例も含まれていようが、あらゆる事柄において、旧例を廃し新しい社会を構築しようという気質が日本津々浦々を支配していたことは如実によみとれる。そしてその背景には、西欧という、発達した「文明国」の存在にたいして、未だ文明国にならざる日本の事々を如何に矯正すれば、西欧と肩を並べる文明国にふさわしいものになり得るかという視点が基軸にあつたといつてよいだろう。^②この欧化主義が演劇の世界においては、旧時代の演劇たる歌舞伎を出発点として「演劇改良運動」という形で勃発し、日本に西欧式の劇場、女優、新劇というジャンル等をもたらしたことは周知の

通りである。それでは、このような社会現象のなかで、歌舞伎よりもさらに旧時代（足利幕府の時世）から存在し続けた能楽は、どのような状況にあったのだろうか。

能楽にとつて、明治という時代の到来は、まったく招かざることであっただろう。能楽史研究において、破滅を思わせる危機、存続の危機にたたされた時代として述べられるところである³。そして、能楽師の生活保障と確固たる芸道格式の皆であった武士政権（江戸幕府）が崩壊し、多くの能楽師が廃業し演能が困難となった壊滅状態から、梅若実らの地道な存続活動、西欧における外賓接待としてのオペラ観劇の経験から能楽保護を押し進めるにいたつた岩倉具視らの活動などによる復興という道筋をたどつたことが明らかにされている⁴。

いっぽう、「能楽改良」の声は、確かに派生しており、はやくは岩倉具視が国策による保護を断念し、民衆への能楽普及を目標に掲げて公共能楽堂（芝能楽堂、明治十四年完成）の建設に尽力していたころ、能楽改良も議論されていたことが、雑誌『能楽』における久米邦武の談話から知ることができる。「改良」と一口に言っても、その範疇を分類すれば、家元制度といった構成機能の改良（撤廃）を議論したもの、「演劇改良運動」の波及効果として西欧式に順応した帝国劇場の出演依頼がきっかけとなつて議

論された能舞台改良といった外的要素の改良など多岐にわたるのであるが、しかしここでは、その改良の対象を能の詞章や演技法など芸態にかかわるところで議論されたもの⁵の的を絞つてみていく。そのような視点に立脚した改良論もまた、雑誌『能楽』の創刊号（明治三十五年七月）において、重野安繹談「謡曲の文章」に、「或る一部の人々の間には、能楽改良といふ議論もあつて、いろいろ新曲に関する話などもあるが」とあるところから、巷間の声としてその必要性は少なからずさやかれていたことが推してはかられる。また、新聞や雑誌を通じて過激な能楽改良論を主張し、多数の自作新作能をもってその理念を見せしめた高木半の趣旨も能楽の芸態にかかわる改良案であつた。これらの例から、そうした芸態にかかわる改良論は、必ず能の新作という問題と密着にかかわっていることが留意されるが、それはともあれ、一連の改良論をつぶさに検討する前段階として、まずは明治・大正期の能楽史においてかかすことのできない人物である、池内信嘉による能楽改良論⁶と、それにかかわる能楽のおかれた状況について、彼自身が発行する雑誌『能楽』の記述を中心にとつていくことから始めたい。

一 能楽維持の志と危機感

池内信嘉（安政五年〔一八五八〕～昭和九年〔一九三四〕）は、高浜虚子の兄にして、能楽の盛んであった松山に生まれ

た。幼少期は子方として舞台に上がった経験もあり、地元での稽古はいうまでもなく、観能のため度々上京するほどの熱心な能楽愛好者であった。それが昂じて、教師、養蚕業主と仕事を変え、県会議員などを歴任したあと、明治三十五年（一九〇二）、四十四歳のとき能楽振興のためすべてをなげうち東京に居を移したという人物である。そのころ東京の能楽界は、岩倉具視や久米邦武の発案によって、能楽保護に欠かせない資金を「有志の公衆より株金を蒐集し」、「其収入の余利を以て斯芸を維持保存する資本」とする株式会社方式で運営する能楽社の成功も数年で破綻をみせ、能楽堂・能楽会と改称、組織の改正を試みるも低調に終わっていた。明治十四年の能楽社の設立とともに「此芸を催し、公衆の覽に供せしめば自然に流行を促し繁昌するに従ひ、芸道の者其の利を享く」ことを目的に建築された芝能舞台も、当初は各地に散在した能楽師を東京に呼び戻し、定期能をはじめとする演能を盛んにしたのだが、そうした復興が進むにつれ、能楽師自らの能楽堂建設や自主催能を可能にせしめ、公

共能楽堂の意味をしだいに失い、明治三十五年、靖国神社に奉納という形で手放された。池内信嘉が能楽振興のため上京したのは、そうした能楽復調が確かな現象として現われていた時期であったのである。

そのため池内信嘉の目的は、その著書「能楽盛衰記」に記すように、能楽の「保護」ではなく、自ら能楽の公僕となりその「維持」を助けることにあつた。そしてその動機には、あるべき姿でない形で復興されている能楽界への危機感という意識があつた。次に示すのは、池内信嘉が上京の相談をもちかけた観世元規（十四世観世流宗家）に宛てた書の文面であるが、これが池内の偏狭なる見解ではないことは、この書簡に朱を付して返書する形で示された元規の朱点（引用では傍線で記す）と意見「此一事、實際に有之。本職の脇師出勤するは、清廉氏及宝生会を除く外無之候」からうかがえる。

能楽維持と申事は小生年来の志望にして、上京の度其の觀察を怠らず候処、近來謡曲狂とでも称すべき野性的謡曲者は日に其数を増し、表面には能楽隆盛を装ひ居り候へ共、其内実を見る時は、堪能なる囃子方は次第に其数を減じ、脇方の如きも唯猿の物真似を為す如き者が堂々たる能楽堂を汚し居り候有様にて、此俚に

押移り候へば自然能楽と称す堂々たる美術は廃滅に
至る外なしと存候。¹²⁾

すなわち、「表面上」の隆盛を遂げた能楽界であるが、その内実は堪能な囃子方の不足と、ワキ方の不足状態を是正することなく頻繁な演能が行われおり、それはせつかくの立派な能楽堂を汚す行為で、能楽の廃滅につながるというのである。池内は、この書簡において現状を打開する具体的運動案として四箇条を掲げるが、大要すると(一)能楽雑誌の発行、(二)囃子方養成とその芸道のみを本業として自立するための収入確保の二柱であるといつてよい。¹³⁾ 実は、このうち能楽雑誌発行にかんする条項において、「改良」という語句が使われているのである。

一、能楽雑誌を発行して能楽維持の議論を主張し、一方に能楽界の機関となりて斯道の改良発達を謀る事

この「改良発達」という語が、いかなる到達点をにらんだの発言かは、右の条文だけでは測りがたい。囃子方とワキ方の不足という現状を是正するという意味での「改良」であれば、いわば崩れた現状を旧来の状態に復することを意図し、例えば「演劇改良運動」のそれとはまっ

たくベクトルが異なることになろう。しかし、後述する通り、池内信嘉の改良論の根底に、好ましくない形での演能が行われている能楽界の状況に待ったをかけるという意図があったことはまずおさえておく必要がある。先走るようであるが、池内信嘉の改良論とそれを受けて発表された諸氏の改良論において記述される、当時の演能の様子を抄出しておこう。

宝生とか何んとか言ふ先生にはそんなこともありませんが、近來若人の中などには、写真といふ様な氣味をやらるゝ向もある様ですが、どうも能の品位が下つて折角の長所を傷ける様ですな、写真といふ点になると演劇の方へ近寄ります(坪内雄藏談「能楽の長所」『能楽』二巻五号、明治三十七年五月)

狂言などが近時は大ひに崩れて來た様だが、狂言の妙は容易に笑はん高貴の人を笑わせる点にあるので、俗人を笑はせるのではないかんのじや(中略)、近頃では兎角狂言師自身の方が笑ふてかゝる様なことで、其芸風が誠に卑下になつて困る、是れ等も大ひに注意せぬと、此道の廢る基となつてしまふ(久米邦武「能楽は容易に改む可きものならず」『能楽』

二巻十一号、同年十一月)

今の能役者中で時好に投ぜやうなどといふ浅はかな考へを出し、仮声カワセ的の謡や、芝居掛った太刀打や、身振り掛かった舞などをやるのは実に大禁物に相違ありませんが（池内信嘉「坪内博士の新楽劇論を讀みて能楽師の猛省を促す」『能楽』二卷十二号、同年十二月）

もう余程以前の話であるが、芝能楽堂で、觀世清孝が、此弱法師を勤めた時、ズツと後の方の、「長柄の橋の徒らに」の所で、橋懸へ行く時、狂言師の藤井芳松が、「通行人といふ形で幕から出て来て通りかゝり、「貴賤の人に行逢ひの」トいふ所で、シテが狂言に突き当り、まろびたゞよふ新形をした事があつた。その時見所からは喝采と、笑声と共に起つたが、此話はその頃非常の評判で、寄ると触ると話頭に上つたが、その時限りで二度と繰返されなかつた様であつた（久米邦武「謡曲新作論」『能楽』十三卷五号、大正二年五月）

右の事例は、役者不足という不可抗力の事由による崩れではなく、これまで能の觀客となり得なかつた「野性的な謡曲者」大衆」に能楽を普及するという能楽社以来の方針に適應するための能役者の良心からの工夫であつ

たが、それが識者には受けられなかつただけと解されるどころであるが、いずれにしても、池内信嘉が能楽維持のために上京したころ、能楽界はこうしたややもすると能らしからぬと評されるような演能が頻発していたことを確認しておこう。金剛唯一による土蜘蛛の糸の工夫や、前田齊泰侯が《雷電》を《來殿》に改作した例、そして当時の番組に小書能が頻繁であることから、こうした「工夫」をすることが当時の演能の流行であつたことが推察できる。⁽¹⁾

件の書簡の「能楽雑誌を發行」「斯道の改良發展を謀る」の条について、宛人である觀世元規はその返答として「前項頗る困難なり、後項偏に願ふ所なり」と記す。これもまた「改良」の意味をどのように解しているかは不審ながら、演者にとつても現状がかならずしも肯定されるべきものではなく、なんらかの改良が必要と感ずる状況だつたことは確かといえよう。

二 雑誌『能楽』にみる池内信嘉の能楽改良論

能楽維持の議論を主張するための雑誌『能楽』は、觀世元規が「頗る困難なり」と予測したのに反して、池内の上京からわずか二ヶ月後の明治三十五年七月に創刊号

が発行された。このような早さで刊行にこぎつけることができたのは、公僕となって働く予定であった能楽会にはすでに役人がいたため、同内に「能楽館」という名の別組織を作らざるを得なかったという不幸が幸いしたのである。能楽会の公僕よりもはるかに身軽な立場で、ここに「能楽倶楽部を置いて会員を募り、楽士養成を計ると共に、一方には雑誌「能楽」を発行する」ことをしてのけたのである。雑誌「能楽」発刊の辞には、次のような文章がある。

『能楽』微力といへども、自ら能楽界の機関を以て任じ、流派に偏せず個人に党せず、進んでは世間一般人に能楽の保存の必要を叫び、退いては当局の人々と一致融和の法を図り、以て国粹的舞楽振起保存を実行するの先鋒たらんとす。

能楽を「国粹的舞楽」と称し、我が国固有の音楽として保護する必要を叫ぶという主旨は、能楽の古典としての価値が、次々と移入される西欧文化に比べて圧倒的に低く考えられ、排除される傾向にあった世相のなかで、能楽擁護派がまず主張するところであった。とくに初期の『能楽』誌上の各論においてその傾向は濃厚であったし、

池内が組織し各界の研究者によって「国民文化」としての能楽の姿を探求する「能楽文学研究会」の成果は『能楽』で逐一報告されていた。¹⁶一方で「流派に偏せず個人に党せず」「一致融和の法を図り」との言がしめすように、特定の志向のみを掲載するようなプロパガンダではなく、「論説、謡曲講義、逸事、古今名人の実行談、現今大家の談話、能の組立の解釈、能を見る人の心得となるべき事、芸を学ぶ人の心得となるべき事」等、素人から女人までの幅ひろい読者層を対象として、対局的問題意識からなる記事も併載する普及情報誌の様相が強い雑誌でもあった。「融和」の姿勢は、しばしば誌上論戦の形で示された。すなわち、掲載記事にたいして読者や識者から反論、疑問視の意見があれば臆せず掲載し、議論の場を設けることでひとつの見解に偏らないことに徹し、池内自身が個人の見解として一方の論陣に加わることはあっても、編集方針として結論を煽動することはなかった。このような融和の精神は、後述する池内信嘉の能楽改良論にもあらわれているように思われる。¹⁸

先述の通り、能楽改良への思考は、池内がかねてからの構想として持っていたらしいのだが、雑誌『能楽』（明治三十五年七月〜大正四年七月）誌上では、きわめて控えめに、じわじわとその考えを表にあらわしたようにみえる。は

じめてその思考をお寄せたのは、『音楽新報』創刊号に掲載された辻新次の提唱への反論演説「大和魂と能楽」『能楽』二巻四号、明治三十七年四月）である。辻は能楽を「たとへ一種雄健の風、莊重の趣があるにせよ、たゞ封建時代の武士の専有した偏狭なる音楽に過ぎない」として、西洋の最も進歩したる音楽楽器を輸入して、国民音楽的高尚を養う一方で「古来から伝わる音楽や俗楽」を研究して新しい「将来の音楽」を作ることを提唱していた。池内は能楽を排斥する辻の態度をはげしく非難したうえで、「私と雖も今日の能楽は少しも改造の必要なし、何処迄も此俣にて保存せざる可らずと迄主張するではありませんが」と、具体的な改良点はいっさいふれず、付言している。

しかるに、池内の能楽改良の提言は明治三十七年、文学改良、演劇改良の重要人物である坪内逍遙が新著『新楽劇論』を発表したことを契機に激化することとなる。『能楽』二巻十二号「坪内博士の新楽劇論を讀みて能楽師の猛省を促す」と題した巻頭演説において池内は、逍遙が能は「いはゞ正倉院の御物のやうなもの」「一種の骨董品若しくは参考品として持て囃すのであると見做すのが穩当」として、「要するに「改良」といふことは「能劇」に取つては殆ど矛盾の語であると申してよい。時需、時尚に合

わせやうとすると本来の面目は薄らぐか崩れかゝるかは必然」と述べたことにたいして次のように反論するのである。

能楽の改良し得らるゝや否やといふは未来に属する大問題であつて容易に決すべき事柄ではありませんから、今の能役者中で時好に投ぜやうなどといふ浅はかな考へを出し、仮声カウシ的の謡や、芝居掛つた太刀打や、身振り掛かつた舞などをやるのは実に大禁物に相違ありませんが、今の能楽は此上如何とも詮方なきもの、宝物扱ひにして祭り上げてしまふと言ふのも、少しく早かり過ぎはせぬかと思はれます。（中略）一旦宝物扱ひ的に祭り上げらるゝ時は、即ち此の道の廢滅する時であつて、決して保存し得らるゝ筈がありません。改良は何所迄も出来ぬものとすれば、愈々技能を磨いて、其力で世人に重ぜらるゝか、否らざれば其の真味を傷けぬ様に之れを時好に投ずる事に改むるか、何れにしても世上幾多の人の歓迎を受けて之が保存し得らるゝ道を講じなければなりません。

そして「差当り是場合大声疾呼して其猛省を促したいと思ふのは、能楽師諸君の決意であつて、諸君は此の能

樂は宝物扱ひとして祭り上げらるゝに任せて置かるゝ、積りであるか、奮つて能樂振起の道を謀らんとせらるゝのであるか」と実演者たる能樂師自身にこの問題に留意するよう促している。翌明治三十八年、池内自身の問題意識として公にはじめた能樂改良問題について、その実践の場としての「夜能會」(能樂俱樂部主催)が設立される。その設立主旨書(「能樂」三卷九号)によれば、これは通常の演能形態がせつかくの日曜日の昼間すべてをつぶすことが、多数の人々の觀覽を供すことの障害になつてゐるとの意見への打開策として、平日の夕刻から能二、三番と狂言という少ない演目で催能するもので、番組立も旧例にこだわらず、また觀客のリクエストにも応えるという、時世に適應させるための改良策の実戦であつた。一方、そうした形式上だけでなく、芸態についても改良を試みるつもりであつたことが「夜能會設立主旨書」の次の項目から知られる(傍線はわたくしに付す)。

或る時は堅く古例に則りて毫も儀式も違へざるを專とすべく、或る時は差支なき限りの斟酌を加へたる略式の技を試みることもあるべし、それこそ比較研究を爲すの便もあるべし。

右によれば、「差支なき限りの斟酌」として「略式の技」を試みるとある。実はこの略式の技こそが、池内が具体的に示した改良の大綱であつた。池内は「如水生」の別号で、『能樂』五卷五号(明治三十九年五月)に「謡曲改正私見」として、能《小鍛冶》の改良案を自ら示してみせている。それは(1)「觀能者の一番に退屈がる語間」をなくす、(2)一疊台を後見人ではなく間狂言が出すように改め、そのためのワキとの問答を付加、(3)クセを短縮したもので、その目的が時間の短縮にあることが明白に現われた改良案であつた。また『能樂』八卷八号(明治四十三年八月)では、その名も「演能時間の短縮の研究」という題目で時間短縮の必要を解いたうえで、如翠生の別号で「石橋短縮の一案」という別論を載せ、そこで能《石橋》の実案を示した。これは旧来から行われている半能の形式では、「何の為に獅子が出ることも分らねば、石橋の模様も一切知れず、甚だ不完全の曲となつてしまふ」として、ワキの名乗り以下、獅子の登場までを現行詞章を抄出する形で刷新した詞章を実案として示したものであつた。また、『雜誌』三卷七号では、近來五段の舞を三段に略して舞うことが多い例をあげ、「他日若し能樂に変化を來す様な場合がありとすれば、先づ第一に手の付けらるゝが此の舞であらうかと思はれる」といい、さらには、時代はくだ

るが、大正四年に久米邦武と、能楽改良について紙面上で激論がかわされた際、『能楽』十三巻五号、詳細は後述）も、池内の改良案は（一）クセは謡に強いて入れたものなので、クセを探求すれば、能の趣味を傷つけず、今一段能を簡潔にすることが出来るのではないか、（二）間狂言の語りは謡と重複しているので、研究すれば、今少しく気の利いたものと出来るのではないか、（三）舞が単調で退屈という非難があるので、これも研究する、（四）舞台の橋掛をすべての役者が出入りするのを避け、後見座の後ろにも出入り口を拵えて軽い役の脇僧や連が出入りすれば、時間短縮になるという四案で、いずれも時間の短縮がその目的として浮かび上がるのである。

三 なぜ演能時間の短縮か？（その一）

発案の経緯

それにしても、この演能時間を短縮するという改良案は、これまで示した池内の改良への意気込みと比して、いかにも消極的な案という印象を覚えざるを得ないだろう。もつとも、池内が短縮案だけを考案していたわけではなかったことは『能楽』五巻四号「能楽経済」から明

らかである。

ここで池内は、「如何にせば世の人に分り易いものになるであらうか、如何なる点が先づ改良し得らるゝであらうかと、少しづつ、其の考を進めて見れば、忽ち其前途に横るのは経済の關係である」と述べ、発案した改良案がことどく経済上の問題から実現不可能であるという考えに達したと述べる。たとえば作り物である。池内は、「作り物、即ち舞台の上に顯るゝ道具といふものが、頗る漠然たるものであつて、此上に幾干の変更を為し得る余地が存じている様に思はれる」、「作り物に就ては尚此上幾干の変化を与えても、能業の真味を傷けずして改良の余地がある」として、かつて福沢諭吉が能をみたとき、「どうも此俣では判り難い、舞台の上へ建札でもして、こゝには川があるとか、此の上には山があるとか目標でもしたら良からう」と言ったエピソードを紹介しつつ、たとえば『羽衣』の能に、遠見に富士山の見える美保の浦の海辺の景色が描くのはどうか、近い将来建築される大劇場（帝國劇場のことか）で演じることとすれば能『咸陽宮』は、

金色燦爛たる道具建を以て莊嚴華麗なる宮殿の形を顯し、皇帝は遙か上壇に床几にかゝり、官女、高官は燦星の如く列坐し、ワキ兩人も遙か向ふより玉の階を

登り来ること、し、大きな銅の柱も宮殿の一隅に在り、シテは正しく此の柱の蔭に隠ること、せば、啻に宮殿の模様の立派に見ゆるのみならず、其の挙動も更に雄壯の度を増し、咸陽宮と能の美は大ひに増大さる、であらうと思はるれども

と能の象徴的作り物の代わりに、書き割りにあたる背景や装置といった具象的作り物を用いることを提案している。しかし、即座に「能の品位に適合する丈けの道具」を作るのは普通の画工や並の道具方では出来ず、費用も「決して少々のものでもあるまい」と打ち消す。装束についても改良の余地ありと述べ、能の装束のもつ贅沢さと種類は少ないながらも多方面に使用できる応用性を賛美しながらも、例えば《羽衣》の装束に長絹を用いているが、「余りゴハタ々としていて適当でない」と指摘する。そして、

何か今少しく薄手なもので、成程是れならば空中を飛行せらるゝであらうと想はるゝ、様なものがありそうに思はれる、三越や白木屋の店の前を通つて見ると、随分天人の羽衣にでもしたら良からうと思はるゝ、美しき薄べらかなものも見える、併し是れ又経済問題で、彼の長絹ならばこそ能く幾十年の久しきにも堪えて

其の用を為せども、今薄絹にてペラ々々せるものを作りしならば、是れを保存して長く其の用を為さしめるといふことは覚束なく、又其の用る場所も羽衣一曲に限られて応用の範囲が狭いから、其の費用の曇むことが少々でない。

と新素材の装束を提案するも、やはり経済上の問題により実現不可能であると提案を取り下げる。池内はこの小論の結論部分において、以下のように改良論者らしからぬ発言で論を締めている。

机上の上の理屈論は兎も角も、實際上の能楽改良論は中々容易のものでない。文章とか、脚色とかいふ文学者側の手でやるべきことのみでなく、芸芸上の関係といひ、経済上の関係といひ其の及ぶ所頗る広大であつて、多年研磨の結果、今日の能楽は極めて能く行き届いている、然るに其の原く所を究めずして、所謂素人考を以て一部分の改良を計ると、改良はおろか反対の結果を呈して、遂に此の能楽を破戒する恐れがある、是れに就ては、今の能楽師中の青年の方向に向ひ、深く希望する所もあるが、其れは次号に譲つて、今回は経済上の関係からも容易に能楽の変改は出来ぬ丈け

の事を述べて置かう。

このすこぶる慎重な姿勢をもって、池内が唯一示した改訂具体案が、先述の《小鍛冶》短縮版であり、後に示した《石橋》短縮版などの時間短縮改良案だったわけである。実際、池内の改良論では必ず決まり文句のように、「能楽は容易に改むべきものではないが、必ずしも既に行き詰まってしまったものではなく、発展の余地は尚ほ存在して居ると信じている」「久米博士に呈す」「能楽」十三巻五号)、そして、其の改良できるか否かという問題も含め、どのように改良するかについては研究者が研究し、能楽師が試演会をおこなった後に決するという二点が強調されている。²⁴⁾ この慎重ぶりは、たとえば大正四年五月二十二日『福岡日日新聞』の桜間道雄氏の談話で、「我国に於て能楽界革新の第一声を放ったのは虚子氏の令兄池内氏で、此の人は主として能楽の形式打破を絶叫した」「真に能楽を民衆化するには此際堅苦しい旧陋習を打破せよといふ形式打破の叫びであったが」という過激な改良論者というイメージとは異なる。²⁵⁾ この違和感こそが、当時の能楽の状況を象徴的に表わしているように思われるのである。つまり、芸態上の改良を行うためには演者の協力が不可欠だが、池内はそれを容易に得る立場ではなかつ

たということが、この慎重で謙虚な物言いの原因のひとつと考えられる。では、池内の立場とは何かというと、それは、大衆のひとりということにつきるだろう。能は、きわめて単純な捉え方ではあるが、足利幕府より見識眼のある権力者とともに歩み成長して来た。それが明治維新後、五座の役者にとっては、突然これまで観客となり得なかつた客層(大衆)をその視野にいれざるを得なかつたのである。そのため演能の工夫(池内に言わせると「随分如何はしいものが少くない」²⁶⁾)が頻発していたという状況ではあつたが、いまだそのことへの抵抗感も拭いきれていなかった時代だつたように思われる。そのことは宝生九郎が、大衆へ開かれた能楽堂、芝能楽堂での演能について新聞の能評で酷評されたとき、こういう所へ出て能を演ずればこそわけも知らぬ人に妄評を書かれることになるので、能楽堂の出勤はお断りすると言ひ出し、関係者を困らせたというエピソードからもうかがえる。²⁷⁾ 池内は松山から突如現れ、強引に能楽界に躍り込んで来た大衆なのである。池内にこのような姿勢を取らせる能楽界は、閉鎖的とかたづけけるよりも、大衆文化へ組み込まれようとする時代の流れが急激すぎることに戸惑いがあつたこと、改良せず旧来の能楽のまままで保存すべきであるという意見が大半であつたことを留意しておきたい。

四 なぜ演能時間の短縮か? (その二)

——発案の理由——

さて、池内が上演時間短縮を目的とした改良を主張したのも、その大衆文化「能楽」へ道を開くためという理由が主張されている。それは、「如何にせば世の人に分り易いものになるであらうか、如何なる点が先づ改良し得らるゝであらうかと」(前掲『能楽』五巻四号)や、「久米博士に呈す」(『能楽』十三巻五号)での「近来は世間が忙しくなつて居るから、演能の時間を短縮することの必要を感じることも屢々あるが」という言葉から知ることができる。つまり、その当時の大衆の生活リズムにあわせた演能方法を模索していたのである。この流れは、新しい日本にふさわしい国劇の姿を模索する演劇界の風潮と無関係ではなく、国民に愛される能楽の姿を希求すれば、国民にとって見やすい分かりやすい、能の姿を模索するということになる。これは、同じく国劇たらんことをめざした旧幕時代の大衆文化の代表格歌舞伎が、「演劇改良運動」によって天覧に耐えうる劇内容への改良をうながしたと、あるいは、新たな観客層を上流社会に求めた十二世守田勘弥の活動などと、まったく異なる方向に対峙して

いたことになる。

しかし、池内の改良論には、もうひとつのその対極にある目的も有していたことを指摘しておきたい。すなわち天皇、皇族に庇護される能楽である。その目的意識があることは、前掲「演能時間短縮の研究」において、維新以来、皇后陛下(英照皇后)、皇太子殿下、同妃殿下の行幸能の際でも「何時とても時間短縮は第一の要件となり、番組選定も先づ時間より割り出され、結局半能に継ぐに半能を以てした」「外国の貴賓饗応の場合に能楽を見すべしとは、近時次第に識者の間に唱へらるゝ所であるが、是亦時間短縮は必要で、従来例より見ても悉く斟酌されていゝ」と、短縮の必要性は行幸能、外国貴賓饗応能のときにあることを述べていることからうかがえる。そして、短縮改良の実践は、大正四年、大正天皇大典で実施されてもいる。すなわちここでは、池内は宝生九郎らと度重なる研究会を積み重ね、従来半能、小書に頼らない形で短縮法を議論し、演者の合意のもと短縮能が演じられた。狂言にいたつては新たに全作詞しなおされてもいる。⁽²⁸⁾池内は、「宮中御能の番組に就て——新聞記事の妄を弁ず——」(『能楽』十三巻十二号)で、その時の御能について、新聞が「短いお時間に多くの能を演じ、差略を付けたのが悪い」と非難したことについて、次のよ

うに経緯を明らかにしつつ弁明する。

元來能は保守的なものですから、古式を守るといふことが大切なるに相違ありませんが、必ずしも行き詰まった芸術ではなく、此上に伸縮せらるゝ余地は存していると思ひます。言ふ迄もなく猥りに改め得べきものではないが、然るべき研究機関を設けて、其の改竄を計り、以て能楽發展の道を講ずべしとは私の宿論ですが、此度の短縮の研究は実に其の好端緒を得たもので、茲に能楽の發展上一大光明を認めたと考へて居ます。(中略)此度の御能に就ての差略の如きは、何れも各家に於いて慎重の研究をした上でお時間に差支へぬ様に工夫されたので、能の趣味も精神も傷けず簡潔なものとなりました。

右では、池内の推奨する演能時間の短縮という改良が、この大典能の時が成功したかのような書きぶりであるが、実は後日談がある。「御能の時は時間の關係で、能としては短くて其の気分も現れなかつたから」再び両陛下出御の御催能があり、そこでは「此の度は能を御覧になるのが主なので、一切斟酌に及ばず、十分に演ずるべし」とお達しがあつたのである。このように池内の改良案は評判という点

では芳しくない。しかし、この改良の実践の影響は確かに形となつてあらわれてもいる。そのことを的確に分析したのが、次に示す山崎樂堂の「大正五年の能界回顧」である。³⁰⁾

芸道の内容としては特に記す程のほどの事はないが、形式に於ては一つの新傾向を生んだ、それは省略能が容易に行はれるやうになつたのを以つて最とする。これはまでは旧來の小書等の為めの作略能があつたが、全く新手の略式はさう容易く演ずるわけには行かなかつた。それといふのは、シテ方で演りたくつても他のワキや囃子の方で旧慣を重ずる事が強かつたからである。

然るに、二度の宮中御能に於て、御時間の關係上、これまでに無い新略式能が演ぜられて以來、旧慣を破つて自由に省略することが何でもない事になつてしまつた。

おわりに

明治・大正期、池内信嘉の提案する改良論をひもといたとき、そこには能樂の大衆化への取り組みと、皇族、華族の庇護を強力な能樂維持の方策として頼みにすると

いう二重構造がそこには見えてくる。このことを能楽の「近代化」という視点で考えてみたとき、たとえば、文学、芸術の「近代化」を大衆化と同意義ととらえる土岐善麿氏の説が参照される²⁶。能楽は、自ら能芸に親しみ、かつ優れた見識眼のある権力者とともに歩み、その影響化で芸態も少しずつ変化を上げてきたという一側面があるろう。明治維新を機に、こうした一部の特権階級の庇護から解放され、大衆によって愛好される状況を受け入れたことをもって、能楽の近代化と考えることは十分可能である。しかし、能楽は江戸時代以前から謡文化のごとく大衆に愛好されたという側面がある点はどう考えるかが問題である。また、池内の改良論にみえる、天皇制への依存状態はかならずしも完成された近代化⇨大衆化をしめす状況とは言えないようにも思われる。いったい明治・大正期は、帝国主義、ナショナルリズム、大正デモクラシーとその社会変化が著しい。また、主に大正期における小西甚右衛門ら財閥の能楽愛好という状態は、必ずしも大衆化とは異なる、大名が財閥になっただけという捉え方もできよう。それならば、能楽の大衆化⇨近代化は、財閥が解体し、象徴天皇制となった戦後の「昭和」という時代、あるいは観世寿夫の世阿弥回帰と新劇との交流なども視野にいれて分析される必要があるようにも思われる。

本論文で概観した能楽改良をめぐる議論は、明治・大正時代という特殊な、かつ変動する社会環境に促された結果ではあり、この限定された事例から「近代化」を考えるのはきわめて不十分で、「近代化」という言葉をいかにとらえるかという問題も含め、今後さらなる事例をもつて考察しなければならぬ。一方で、能楽改良という問題は、古典演劇のあり方(意義)を問うたという意味で時代を超える普遍的な示唆を含んでいる。それは、同時代性という演劇の持つ生命のひとつを失った演劇に対して、その普遍的・芸術的・博物的価値をどこまで重要視でき、無形という名の自由をどこまで許容できたとき古典芸能の範疇を脱しないのかという問題であるが、このことはあらためて考えていきたい。

【付記】本論文は、科学研究費助成研究「能楽の近代化の研究——明治・大正期能楽上演記録データベースの構築を中心とする——」(若手研究(B) 課題番号23720091)の成果の一部である。

注

- (1) 明治文化研究会編『明治文化全集』別巻「明治事物起源」(一九六九年、日本評論社)。「まるまるちんがん團圓珍聞」は、一八七七年三月発行の週刊誌の略称。
- (2) 土岐善麿『明治大正史』「V芸術篇」(朝日新聞社初版、一九三一年。クレス出版、二〇〇〇年復刻版)では、文学、美術、演劇、音楽の明治大正史について、欧化主義と大衆化という視点で論述する。
- (3) 岩波講座『能狂言』「I能楽の歴史」(岩波書店、一九八七年)、古川久『明治能楽史序説』(わんや書店、一九六九年)、池内信嘉『能楽盛衰記』下巻「東京の能」(春秋社、大正十四年初版。東京創元社、平成四年復刻版)
- (4) 横山太郎「岩倉具視の能楽保護―華族と国民の間で―」(明治文学の雅と俗)、二〇〇一年十月。
- (5) 久米邦武談「能楽は容易に改む可きものならず」(『能楽』二巻十二号、明治三十七年十一月)に「故岩倉公始めの御世話で芝へ能楽堂の出来た頃にも、随分能楽改良論などもあつて」とある。奥富利幸「明治末年における能舞台改良論の展開について」、同「帝国出演問題にみる改良劇場と能楽堂の關係について」(『日本建築学計画系論文集』第七十三巻六三二号、二〇〇八年十月)、同「山崎静太郎設計の入れ子式能楽堂から見た能楽堂改良論の導入について」(『日本建築学計画系論文集』第七十四巻六三九号、二〇〇九年五月)。
- (6) 池内の能楽改良論については、すでに横山太郎氏が「能楽研究は近代能楽に何をもたらしたか」(『能と狂言』十号、二〇一二年四月)において、「観客層拡大の観点から」「能楽の上演形態をより一般大衆に近づきやすいものにするための提言をしていた」との指摘がある。
- (7) 池内の能楽改良論については、すでに横山太郎氏が「能楽研究は近代能楽に何をもたらしたか」(『能と狂言』十号、二〇一二年四月)において、「観客層拡大の観点から」「能楽の上演形態をより一般大衆に近づきやすいものにするための提言をしていた」との指摘がある。
- (8) 引用は「能楽社設立広告案」(池内信嘉『能楽盛衰記』下巻所引)による。
- (9) 引用は「能楽社設立之手續」(池内信嘉『能楽盛衰記』下巻所引)による。
- (10) この経緯について、岩波講座『能狂言』「I能楽の歴史」では、「能楽復興のシンボルであったはずの芝能楽堂が移転して九段能楽堂とか靖国神社能楽堂と呼ばれるようになった明治三十五年を、能界が後援者の意のままにはならない程度に成長した一つの節目と見ていいであろう」と述べる。
- (11) 池内信嘉『能楽盛衰記』(二二〇頁)に「能楽会という立派な団体がありながら、楽の維持策が容易に立たぬといふことは不審である。これは能楽会の御役人のお願が良すぎて、能楽師との間に距離のある為に疎通を欠くのであらう、誰か公僕となって此の間に立ち円満に交渉する人があつたならば、協同一和となつて速に維持策が立ち資金も集るであらうといふのが、私の上京前の考えで」とある。
- (12) 池内信嘉『能楽盛衰記』(二二一頁)。句読点はわたくしに付加し、旧字は新字体に改めた。
- (13) 四箇条とは「一、能楽雑誌を発行して能楽維持の議論を主張し、一方に能楽界の機関となりて斯道の改良発達を謀る事」「一、

囃子方養成を目的とせる倶楽部を設け、有志の義醸金、及會員の会費を以て囃子方を養成する事」「一、雑誌の材料を輯集する事」「二雑誌方連をして一致團結せしめる事」

(14) 久米邦武「日本は興り能楽は興らぬとは何ぞ」(『能楽』四卷二号、明治三十九年四月)に、「宝生流で一月の色人」を「宮人」と謡ひ改めた様だが」とあり、詞章の改訂も当時の現象として行われていたことがうかがえる。

(15) 引用は『能楽盛衰記』二一六頁。

(16) 前掲(注7)横山太郎氏論文に「能楽文学研究会」の役割と影響について検討されている。

(17) 本文前掲の観世元規宛書簡中にしめされた雑誌条項による(『能楽盛衰記』二二三頁)。

(18) 『能楽』誌上では多様な論客が、能楽改良案、改良推奨論、改良反対論を断続的に展開しているのだが、その詳細は割愛する。一例をあげると、初期には、大和田建樹「乱舞漫録(六)」「能楽」一卷七号、明治三十六年一月が、「江戸中期に十五世観世大夫元章によつてなされた(明和の改正)の改正例を説明し、「とにかく其の拡張と改進の精神とは、特筆大書すべきものながら、その方法よろしきを得ざりしかば勞して功なく、一代も実施せられずして止みたるは残念なり。後の改正家を待つと共に殷鑑の戒を忘れしむべからず」と元章の改正法にたいしては否定的な態度をしめしつつも、「後の改正家を待つ」と、その改進の精神を引き継ぐものの到来を期待している。高浜虚子は「謡曲放談会 第六回」(『能楽』一卷十七号、明治三十六年十一月)において、「私など今迄は能楽は改良して一転化を試みねば終

に衰滅するだらうと思つてゐたが、此考はなくなつた。尤も改良といふのも程度で時節に適應する為め少々の改良は止むを得むが大体に於ては旧態を存する所が能楽の能楽たる所だ」と述べ、「旧演劇に対して新演劇が起つたやうに旧能楽に対して新能楽を創設したらよからう。其代り旧能楽は何処迄も旧能楽として旧態を墨守するがよい」と、改良ではなく新作を作ることを提案する。もつとも虚子は連載「能楽放談会」席上で(『能(松風)のクセは』此俣ではいかぬが少しく文句を修正すれば恋草からクセの終わり迄は除いても一曲として不備はない)(『能楽』二卷十号)といった詞章改良案を提案することが多く、どちらかと言つて改良推進派であらう。

このほか観世清廉の談話に「改良」について言及があつたらしいこと(謡曲教授方の話)『能楽』一卷十五号、明治三十六年十一月、読者投稿による問答(『能楽』巻一、十八号、明治三十六年十二月)にて(58)催能の節時間の都合により其の能を短縮せんとする場合の斟酌法を受けた承ししたし、(59)囃子方の服装は時の礼服を用るを適當とす、既に足利時代にて用ゐし素袍侍烏帽子は、徳川時代にては上下に変ぜり、然らば何故に明治の今日となりては時の礼服に従ひ洋服風のものに改めざるや、という改良案と解される質問が寄せられてもいる。しかし、多くは能楽に改良を加えずそのまま保存することを主張する改良反対論であるといえる。

(19) 『新楽劇論』(明治三十七年十一月、早稲田大学出版部)

(20) 夜会能の試み時代は観世清廉がすでに試みていたもの、中絶していた。『能楽盛衰記』下巻、二二二頁参照。

(21) もつとも『能楽盛衰記』下巻(三三三頁)では、能楽俱樂部、雑誌経営、囃子方養成費が困難であったため、その補いとして夜能を催したと、その動機を述べており、必ずしも能楽改良の実戦が第一の目的でなかったことが知られる。

(22) クリ「夫れ人皇十二代、景行天皇の御宇かとよ、東夷反くと聞へしかば、皇子日本武の尊に仰せて、征討の軍を起し給ふ。
其後合戦数度に及び、地「さしにも獐らき夷共も、皇旗の威風に敵し兼、甲を脱ぎ銚を伏せて、皆降参を申しつ、御狩を奨め奉り、窃に謀りまつらんとす。シテ「猛き御心隠れもなく、地「悠々として出て給ふ、是れぞ御狩の濫觴とかや。クセ「頃は神無月、二十日あまりの事なれば、四方の紅葉も冬枯の、遠山にかゝる薄雪を、詠めさせ給ひしに。シテ「夷四方を圍みつ、…(以下ウキとの問答まで現行観世流に同じ)。

(23) この池内の改良案についての反応は雑誌『能楽』には見いだせない。これは、『石橋』の改良実案をしめした明治四十三年八月、高木半の能楽改良論意見書と新作二作が送付されたことよって、改良論争の矛先が高木への批判へと移行したことが直接的な原因であらう。

(24) この慎重な改良への提案の背景には、坪内逍遙の能楽改良論の影響があると思われるのだが、坪内逍遙の能楽改良論については、本稿ではあえて詳細にとりあげないこととしている。池内が「叫んだ」形式打破は、囃子方の賃料引き上げの交渉、囃子方養成、「邦楽保護」に関する建議案」の可決、大正元年に東京音楽学校に邦楽科が設立されるといったことを指すか。その実現の高さから池内の改良論は、いくら謙虚な姿勢を示

しても過激に聞こえたのかもしれない。

(26) 池内信嘉「久米博士に呈す」『能楽』十三巻五号、三十四頁。

(27) 『能楽盛衰記』下巻、一一八頁。

(28) 岩波講座『能・狂言』I 能楽の歴史

(29) 『能楽源流考』下巻、八十八頁。

(30) 山崎樂堂「大正五年の能界回顧」(『能楽』十五巻二号、大正六年二月)。